

# 山武市木造住宅耐震改修工事費 補助制度のご案内

山武市では、地震時における木造住宅の安全性を確保し安全で災害に強いまちづくりの実現のため、平成12年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅について耐震改修工事を実施する場合、耐震改修に要する費用の一部を補助しています。

## 1 補助対象住宅

次のいずれにも該当する**木造住宅**であること

- ① 山武市内に現に存在していること
- ② 一戸建て住宅及び併用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住部分）であること
- ③ 平成12年5月31日以前に着工されたこと
- ④ 地上階数が2以下であること
- ⑤ 建築基準法の集団規定に違反していないこと

## 2 補助対象者要件

山武市の住民基本台帳に登録されている者で、次のいずれにも該当すること

- ① 補助対象住宅に自ら居住し所有していること または  
補助対象住宅に居住し、当該住宅の所有者から耐震改修工事の承諾を得ていること
- ② 市税等を滞納していないこと
- ③ 以前にこの補助金の交付を受けていないこと



## 3 補助対象工事

次のいずれにも該当するものであること

- ① 耐震診断において「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事により「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること（建て替え工事は補助対象外）
- ② 補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに耐震改修工事が完了できること

## 4 設計者及び工事監理者の条件

都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者（市備え付け名簿で確認可）

## 5 補助対象経費

設計費、工事費、工事監理費（全てを一括で行うことが条件になります）



## 6 補助金の額

耐震改修の設計、耐震改修工事及び工事監理に要した費用の3分の1以内の額

**（補助限度額 50万円）**

## 7 申請受付期限

補助金の交付を受けようとする年度の11月末日まで

裏面へ続く

## 8 補助金の交付申請

- ・補助対象要件を確認させていただきますので、事前に都市整備課までご相談ください。
- ・補助金の交付を受ける際には、契約及び耐震改修工事を行う前に交付申請が必要になります。
- ・補助金交付申請後、市で内容を審査し、その後申請者へ交付決定の通知を行います。  
交付申請から補助金の交付決定まで審査期間を要するため、余裕を持った計画を立ててください。
- ・契約及び耐震改修工事は補助金交付の可否の決定までお待ちください。
- ・交付決定通知の前に契約及び耐震改修工事を行った場合には、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

## 9 問い合わせ先

山武市役所 建設環境部 都市整備課 都市計画係

☎ 0475(80)1191